

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和三年二月十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺

晃彦



青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「異議の申立ての決定」を「審査請求及び再審査請求の裁決」に改める。
別表中「主査」の下に「主任」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。